

～ 成年後見制度推進マニュアル作成委員会～  
第3回 社会福祉協議会法人後見マニュアル作成部会 概要

日時 平成23年11月15日(火) 13時～15時15分

場所 千葉県社会福祉センター 3階会議室

出席者	委員	11名(代理出席 1名)	合計17名
	事務局 県社協	6名	
	傍聴者	1名	

概況：1 開会

2 議題

- (1) これまでの協議に基づく修正箇所について
- (2) 社会福祉協議会による法人後見に必要な体制の整備について
- (3) 社会福祉協議会による法人後見の実務について

3 閉会

記録

- ・ 本議事録は公開する了承を得ています。
- ・ 氏名については敬称略とさせていただきます。

## 1 開会

(事務局 佐野)

第3回 社会福祉協議会法人後見マニュアル作成部会を開会いたします。

### 【議事概要】

## 2 議題

### (1) これまでの協議に基づく修正箇所について

(新井部会長)

本日は3つの議題がある。前回の協議を踏まえた修正、必要な体制の整備、法人後見の実務についてである。最初に事務局から修正箇所の説明をしてもらう。

(事務局 佐野)

資料に基づき説明

(新井部会長)

序論が1ページから7ページにわたるが、ここについて意見はないか。例えば7ページの監督体制のところとして「後見制度支援信託」を加えたらどうか。まだ様々な議論があるようだが、来年4月から始まるので事実としてさらっと述べておいたほうがいいのではないかと思う。

(福田副部会長)

家庭裁判所から弁護士会へ、後見制度支援信託の説明会を行いたいということで日程の調整段階である。そのような制度があるということ載せておくのは良いことだと思うが、後見制度支援信託は不正防止をするという意味を持つものであり、監督をするというものではないので、監督に位置づけるのはどうであろうか。

(新井部会長)

入れる場所を考えなければならないか。

(福田副部会長)

別枠に後見支援制度信託の説明を設けてはいかがか。

(新井部会長)

そのようにしよう。場所は後で検討する。8ページから14ページにかけてはいかがか。このままでよいか。15ページから20ページにかけてはいかがか。18ページは齋藤委員の資料提供に基づいているので、その点を明示したほうが良いと思う。齋藤委員と相談をして欲しい。訂正箇所があれば後日でも事務局に寄せて欲しい、次回や最終回に訂正をしていきたい。

### (2) 社会福祉協議会による法人後見に必要な体制の整備について

(新井部会長)

21ページから31ページの必要な体制について、事務局から説明してもらいたい。

(事務局 佐野)

資料に基づき説明

(新井部会長)

21ページの法人後見運営委員会の組織概要があるが、この位置付けはモデルか、必須項目か。この点はどのように考えるか。この様に県社協から出されたら各社協は厳粛に守るものか。例えば構成員が5名程度とあるが、このあたりはいかがか。参考としてあげるのか、きちんとした決め事として出したほうが良いか。

(根岸委員)

まっさらな状態からの立ち上げを考えるのであれば、書いてあった方が良いと思う。

(新井部会長)

表現もこれでよいか。

(根岸委員)

千葉市の要綱と大体あっているので、イメージに合っていると思う。

(新井部会長)

22ページの法人後見支援員の選任と人材育成についての「資格を問いませんが、人格識見が高く、地域福祉に貢献する意識がある」とあるが「意欲がある」であろう。

24ページの表、後見報酬を主体とする運営と行政支援・寄付金等を主体とする運営(案)はどのように理解をしたら良いか。この方式のどちらを選んでもよいということになるのか。もう少し積極的に一方に誘導するようにしたほうが良いという意図があるのか。25ページからはそれぞれの細かな試算が出ているが、書き方はこれでよいか。

(根岸委員)

支出の中に賠償責任保険も入れた方が良いと思う。

(新井部会長)

支出の明細をここに入れることが妥当であるか。後の方でも良いように思うが。モデルとして2つの例を出しているが、どちらを選択しても良いというスタンスで良いのか。それとも一方を誘導するようにしたほうが良いのかということが1点。25ページからの細かい金額については、ここで取り上げるべきものか、それとももう少し後のほうが良いかということが2点目である。意見はないか。

(鈴木委員)

行政からの支援と自力運営の比較があったら、行政としては「自分でやれるならば自分でやって」ということになるだろう。と言っても、3年間くらいは行政からの補助がないとやれないだろうと思う。

(新井部会長)

千葉市も行政支援型か。

(根岸委員)

今のところは支援をしてもらっているが、将来的には報酬主体に移行していきたい。千葉市も財政状況は良くないので、徐々に自立をしていく方向を考えている。

(新井部会長)

最初は行政支援型を推奨するような書きぶりのほうが良いか。経験を積んでやや自立してきたら報酬主体型に移行していくというほうが、実状に合っているか。行政支援とは市町村行政が市町村社協へ行くことだが、そこは県から市町村へ頼むのか。

(椎名委員代理佐川室長)

当然手助けをしなければならないと思うが、行政からの支援を受けずにNPO等民間で法人後見を受任しているところもある。社協だけが行政から支援を受けた場合、不公平感が生じるだろう。

(福田副部会長)

一見、二者選択のように見えるが、実際はミックスしている。最初から報酬主体モデルを掲げることに無理が無いだろうか。

(齋藤委員)

立ち上げは行政からの支援を受けていたが、現在は後見報酬が主体である。この表を見ると二者択一のように見えて画期的だなと思ったが、これからスタートする社協がこのマニュアルに基づいて後見報酬主体でやるという場合3年が目処か。それとも4～5年で自立ができるのかが不明瞭だ。ここの納め方としては、あまり細かい方が摩擦が少ないのではないか。

(新井部会長)

千葉県内の社協が立ち上げるときは行政支援・寄付金等を主体とする形で、まずはスタートして、進めていって報酬主体型に移行していくといった方が全国でも例が多いという形にするか。並列に書き並べても、こちら側の意図を書き込むようにしよう。そのあとの具体的な数字は透明性が高くてよいが、出しすぎかなと思う。

(椎名委員代理佐川室長)

それよりも市町村の役割のようなものを強調し、地域のために社協が受任できるよう、体制をバックアップしていかなければならないというほうが良いと思う。

(新井部会長)

このたび介護保険法の改正もあり、市町村の申し立てが強化されること、社協の市民後見人養成のことも引っ掛けて、社協が成年後見に乗り出すときに行政と一体となって足並みを揃えていくという全国的な流れもあるとして、まずは行政支援型でスタートするということを強調したほうが良いか。

(事務局 佐野)

先ほど佐川室長からご意見ありました、NPOなどは行政からの援助を受けずに法人後見を行っている、社協だけが補助を受けるのはおかしいのではないかとありますが、これに対し社協はどのような理論でクリアしたらよろしいでしょうか。

(齋藤委員)

そこは積極的に踏み込まない。行政側も社協以外のNPOなどが後見業務や受任をするために、一定期間協働事業等として支援する事もある。あるいは、社協が動かなければ、

委託金や助成金を受けてやっているところが結構ある。NPOと社協を区別しているところもある。これは社協の法人後見受任のためのマニュアルだから、社協の立場としては行政支援なしには実行できない、必要な支援は受けるということで良いのではないかと。

(椎名委員代理佐川室長)

介護保険スタート時もそうだが、社協は民間の対応が追い付かない部分を行政に支援してもらいながら対応してきた。将来、民間でも法人後見ができるような体制が整ってくれば、民間に任せても良い。そうなれば社協にだけ支援することはできない。しかし、今の段階では支援をしなければ踏み出せないだろう。

(新井部会長)

社会福祉協議会の法人後見マニュアルであるから、社協の立ち上げについて中心に考える。ほかの団体などが林立してきたらまた集まって、次のマニュアルを作れば良い。

(福田副部会長)

社協の法人後見の対象者は原則として高額な財産を持っていない、他に後見人受任者がいないという方が中心である。だから報酬だけでは賄えないという事が前提である。この点を強く出したほうが良いのではないかと。実際に支援する側としてはどの位の予算が必要なのかということは重要な情報であると思うので、情報やモデルは必要だとは思うが。

(新井部会長)

行政支援型モデルの論拠として、福田副部会長の意見を取り入れて欲しい。まずは行政支援・寄付金等を主体とする運営モデルを進める。その後後見報酬主体型に移行するかどうかは、それぞれ協議をしてもらおうとする。収入支出の資料については、どこに載せるかを後で協議したい。他にはどうか。

(齋藤委員)

社協の法人後見の体制整備という部分なので、定款変更や法人後見は公益事業にあたるので後見事業の経理区分を設ける事をどこかで触れなければならないと思う。

(竹之内委員)

そこは柏市社協でも法人後見を始めるにあたり、他の社協に尋ねた点なのであった方が良いでしょう。

(根岸委員)

千葉市社協はまだ定款変更を行っていないが、このマニュアルでは後で出てくると思う。

(新井部会長)

何ページだったか。

(事務局 佐野)

48ページの中ほどです。

(新井部会長)

この体制整備のところ、定款の変更と経理区分は触れたほうが良い。後の方で細かい

説明を入れれば良い。

### (3) 社会福祉協議会による法人後見の実務について

(新井部会長)

32ページから法人後見の実務について、事務局から説明を願いたい。

(事務局 佐野)

資料に基づき説明

(新井部会長)

もくじの4 - (4) 具体的な後見業務の内容についての が19あるが、「定款変更について」と「後見業務に関する保険の加入について」はここから外して、3の「社会福祉協議会による法人後見に必要な体制の整備」に移動させたいと思う。「紛争処理に関する事務」の後は「成年後見人等の任務終了」とする。「業務上の記録について」と「成年後見登記について」、「家庭裁判所への報告について」、「類型の変更、代理権・同意権・取消権の追加について」は一つのくくりとして(5)とする。そのタイトルは事務局に任せる。最後の「担当職員について」は(6)として独立をさせたほうが分かりやすいと思う。

(長谷川委員)

36ページの2 財産の占有確保の「・引き渡しを拒否された場合は、年金等が振込まれる通帳の再発行等に対応したり、時には訴訟を提起する必要もある。」とあるが、親族に残しておく財産と後見人等の管理がある。単独で動かず「家庭裁判所と協議の上」と付加えたほうが良いと思う。

37ページの3 金融機関への届け出《金融機関で提出が必要と想定される主な必要書類》は、おそらく届出をするときのことを想定していると思うが、法人後見担当者の業務権限証書又は委任状が不足している。

39ページの日常生活支援に関する事務の1 預貯金の管理があるが、現金の管理について触れていない。多額の現金は事務所の金庫に置かないことも必要。

41ページの1 居住用不動産の処分については、以前居住用として使用していた不動産も含むとしたほうが良い。

45ページの福祉サービスの利用に関する事務の1 保健福祉施設への入退所申請・手続きに「・施設から身元引受人や保証人となることを求められることがあるが、成年後見人等の職務の範囲外として説明する。」とあるが、元々後見人等が就任することで支払いが円滑に行われることが目的であるので、その点を説明に加えてはどうか。

46ページの6 身体拘束に関すること<sup>1</sup>で、責任者に十分な説明を求めることは良いが、その結果書面にて身体拘束に関する同意を求められてしまうことがある。その場合はどうするかの注意書きが必要である。

47ページ 生活支援に関する事務の1 地域における一般的な見守り活動<sup>1</sup>だが、被後見人等だけに関する見守り活動だけを取り上げているが、家族に問題がある場合等は、おそらく家族全体を見守る形になるだろう。その場合の家族情報をどうするかということになる。本人のプライベートに配慮し、関係機関と連携を取りながら、細かい点を解決していくことになるだろう。その視点を入れた方が地域における見守りができるだろう。

48ページの紛争処理について、弁護士等と連携を取って対応するとなっているが、

司法書士も地域によっては訴訟などにも対応しているので、司法書士や法テラスを加えたほうが良い。

50ページの葬儀について、「葬儀は基本的には行わない」とある。確かに正しい概念であるが、行政は納骨等についてきちんと決めておきたいということであるので、この表現が正しいかどうか分からない。

(新井部会長)

葬儀のことは基本的には行わないということは、書きすぎかなと思う。このあたりいかがか。「行わない」という文章はいらぬのではないか。

(吉田委員)

次の行に「関係者での協議の上、あらかじめ対処方針をきめる」とあるが、これでよくないか。

(新井部会長)

基本的には行わないというのは相当強いメッセージである。これは事務局に検討してもらおう。

47ページの見守りについては、具体的にはどのようにしたら良いか。

(長谷川委員)

本人の家族関係などの周辺環境も含めて問題があった場合に、関係機関と協力関係を作っておく。対応出来るような心構えをしておくということであろう。

(新井部会長)

46ページの身体拘束について、いかがか。

(吉田委員)

実際にこのような場合は身体拘束をさせていただきますといった書面に、同意を求められることがある。

(新井部会長)

それは認められないのではないか。医療の同意権が無いのに、身体拘束に同意権があるはずはない。

(齋藤委員)

病院でも施設でも、そのような書面を出すことがあるが、サインはしていない。先方は困っているが。

(新井部会長)

身体拘束は基本的に認めないというメッセージをこめたほうが良いか。

(齋藤委員)

先の葬儀の件についても同様であるが、全社協の基本的な考え方である。身体拘束や葬儀、遺体引き取りも含めて、ここで千葉県社協らしさを出せるのかということではないか。実際に死亡後に行政が遺体を引き取るかとなると、故人に親族や法定相続人が存在すると

行政はそちらに頼めと手を引いてしまい、結果遺体引取り・火葬に手間がかかってしまうことがある。だから、遺体引取りから火葬・納骨について全社協とは違う千葉県社協らしさを出せるかということである。今後養成される市民後見人がこの問題をどこに相談に行くかとなると、行政か後見実施機関の社協であろう。社協が法人後見でやらない、あるいは市民後見人へやらなくても良いと言うと市民後見人も困ってしまうだろう。なお、福祉事務所によって墓地、埋葬等に関する法律に関して取扱がまちまちで、親族や法定相続人が存在すると突き放してしまうところもある。しかし関わりを拒否された場合は、誰が行うのか。そんな場合は後見人がやらざるを得ないではないかということである。

(新井部会長)

この点はここの委員で決めていかなければならない。葬儀の件と身体拘束の件、もう少し前向きに対応できるような文言に変えていったほうが良いだろう。虐待対応についてはどうするか。抜けているように思うが。

更に44ページに「医療行為への同意はしない」とあるがここまで言い切ってよいか。現に同意をしているケースもある。45ページの医療保護入院のほうがもっとシリアスな問題であるのに同意はできる、矛盾を感じる。

(齋藤委員)

せいぜい「原則として同意はしない」ではどうか。権限はないが、事実として求められる場合もある。基本的に医療行為について同意権はないが、事実行為として認められる場合もあるといった言い回しはどうか。

(長谷川委員)

千葉家裁の成年後見人のしおりには、珍しく「家庭裁判所に相談してください」という文章がある。それをそのまま引用してはどうか。

(新井部会長)

千葉家裁の成年後見人のしおりの文章を引用しよう。44ページの3 成年後見人等の医療機関への受診に関する手続きのタクシーに関する件で、「・成年後見人等がタクシーに同乗する必要はない」とあるが、これはいらぬのではないか。42ページの5 自宅・私有地の清掃・管理等はあえて書く必要は無いと思う。

(齋藤委員)

ここの部分は社協の法人後見をする場合は気にならないところであるが、専門職後見人は気になるところである。結論から言うところまで書く必要は無いのではないかと思う。実際にはどうするかと言うと、施設入所の場合は職員に、在宅の場合はヘルパーに同乗を依頼できる。専門職は同乗することは無い。

(新井部会長)

不要ということにしよう。

(竹之内委員)

市民後見人のレベルでタクシーの同乗などで迷った場合、グレーな部分にしておくことでかえって運用しやすくなると思う。



(牧野委員)

身体拘束のところが気になる。危険性のある場合や暴れてしまうような場合で身体拘束が必須であるような場面では、どのように対応したらよいか悩む。

(新井部会長)

今日の議論で出たものは事務局で一旦整理をして、きっちり議論をすすめていきたい。

(椎名委員代理佐川室長)

基本的にはこの形で良いかと思うが、様々な場面を想定したことを書いておいたほうが、最初の立ち上げは困らないだろうと思う。経験を積めばスムーズに対応できることも最初は戸惑うだろうから。

(杉本委員)

43ページ 株券有価証券の管理事務のところの、「元本割れの危険のある商品(株式、投資信託その他金融商品)は購入すべきではない。」とあるが、必ず元本が保証されるものであれば良いのかという勘違いをしてしまうのではないかと思う。基本的には株券等は購入すべきではないと思うので、その下に価格の下落について書いてあるので、この1行は削除しても良いと思う。

37ページの郵便物の転送について、後見人に就任したので郵便物の転送を郵便局に依頼したところ、転居の事実が無いので受け付けてもらえなかったことがある。それにも関わらずマニュアルに載せてしまうと郵便局は認めているということになる。郵便局に確認をしてから掲載をした方が良い。

(新井部会長)

その点は確認をして欲しい。

(吉田委員)

家庭裁判所のしおりの中でも、資産の減少になる可能性がある有価証券類の購入はできないとあるので、「すべきではない」ではなく「できない」にした方が良い。郵便物の転送についてであるが、ぱあとなあ千葉でも転送してもらえないという訴えが多くある。ぱあとなあ本部から、日本郵政へ提言を依頼していこうと思っていたが、逆に対応が転送しない方向にはっきり統一されてしまうと、今まで簡単に転送してもらっている後見人への転送が止まる可能性がある為に進んでいない。その点が均等に対応していない現状。連日多くのダイレクトメールが被後見人に届き、被後見人がダイレクトメールにどんどん申し込みをしまいお金をつぎ込んでしまった方もいる。やむなく私書箱対応という方法を取っている場合もある。

(長谷川委員)

21ページの法人後見運営委員会の人数は5名程度だが、千葉市は7名、品川区は12名ということなので、それぞれの行政規模の差で決めて良いと思う。5名と書くと必ず5名にしなければならないと勘違いをするかもしれない。5～10名程度という形はどうか。

(吉田委員)

同じページの最終行に「複数配置が望ましいでしょう」とあるが、これは複数後見を示すのか。

(齋藤委員)

これは事務担当者、法人後見専門員が複数いたほうが良いということであろう。

(福田副部長)

法人後見の具体的な実務については、一般的な後見マニュアルもあるので、深入りをしてどうあるべきか定めるのも難しいと思う。先日行われた会議で、郵便局の転送については家庭裁判所から日本郵政へ働きかけをしてほしいという意見もあった。

54ページの職員のところ、(1)法人後見専門員の業務内容がア～キまでにわたるが、法人後見実務としての役割と事務局としての役割があると思うので、整理をした方が良いと思う。個人で受任する後見人と法人で受任する後見人との差は、役割分担ができること、必要に応じて運営委員会で協議ができることだと思う。法人後見支援員への指導・助言や運営委員会の開催状況などは、先進地例を聞きながら具体的に記載するべきと思う。

(新井部長)

54ページについて事務局は整理するように。

### 3 閉会

(新井部長)

今回は本日の論点についてもう一度議論し、結論を出す。そして次の市民後見人について議論したい。

(事務局 佐野)

今回は12月20日(火)13時から15時、4階会議室の予定です。本日は長時間ありがとうございました。